

国民健康保険に係る保険料水準の統一について

平成30年度の国保都道府県単位化以降、本県における「国民健康保険の保険料水準の統一」について、県と市町村で議論を重ねてきました。このたび、市町村の納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを反映しない「納付金ベースの統一」を進める案が県から示されました。

1 納付金ベースの統一の背景・意義

- 国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いほか、所得水準が低く、小規模な保険者が多いなどの構造的な課題がある。
- 人口減少や社会保険の適用拡大等により、今後も被保険者数は減少する見込みであり、特に小規模保険者において、高額医療費の発生等による納付金への影響がますます大きくなっていくと考えられる。
- このような状況を踏まえ、納付金ベースの統一を進め、納付金算定の際に医療費を県全体で考慮することにより、本市の医療費が急激に増加した場合でも、県全体で平均化され、納付金の急激な変動を抑制することができる。

2 納付金ベースの統一（案）

県が示した「納付金ベースの統一」を進める案は次のとおりです。

①令和7年度納付金算定から医療費指数反映係数（ α ）※を段階的に引き下げ、令和11年度には市町村ごとの医療費水準の違いを反映しないこととする（納付金ベースの統一）。

※納付金の算定にあたり、各市町村の医療費水準の差をどの程度、納付金の割当に反映させるかを設定するための係数。

②県から市町村に交付する交付金について見直しを行う（令和7年度～）

- ・医療費水準が県平均より低い市町村や前年より医療費水準が改善した市町村に交付する基準を新設。
- ・収納率が高い市町村が、より多くの交付金を受け取れるように基準を見直す。

③完全統一については、市町村の意向を踏まえながら、課題等を引き続き整理し、市町村間の意見調整を行う。

- ・県内のどの市町村に住んでも保険料が同じとなる「完全統一」が理想であるが、保険料賦課は市町村の権限であることを理由に完全統一に否定的な市町村がある。そのため、現時点では完全統一を行うことは困難な状況であるが、引き続き市町村と検討を行う。

3 納付金ベースの統一による影響

納付金ベースの統一により、市町村ごとの医療費水準の違いを反映せず各市町村の納付金を算定することから、納付金ベースの統一以前に医療費水準が高かった市町村は納付金が減少し、医療費水準が低かった市町村は納付金が増加することとなります。

保険料水準の統一に向けたロードマップ（案）

R11～ 納付金ベースの統一

項目	現状		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	...	統一後の姿	
	納付金ベースの統一に向けた検討事項												
医療費指数	各市町村の医療費水準を反映 ($\alpha=1$)		1	0.8	0.6	0.4	0.2	$\alpha=0$	第4期運営方針以降				医療費水準を反映させない
高額医療費負担金・特別高額医療費共同事業費負担金	市町村ごとに算定		R7から段階的に α を引下げ(0.2ずつ)										県全体で算定し、納付金総額から減算
県向けの公費(保険者努力支援制度交付金等)	市町村ごとに算定		市町村ごとに算定										県全体で算定し、納付金総額から減算
審査支払手数料	市町村ごとに算定		市町村ごとに算定										県全体で算定し、納付金総額に加算

保険料算定方式の統一、完全統一に係る検討事項は、市町村の合意状況を踏まえて、連携会議等で引き続き整理・検討を行う。

国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払うことにより、都道府県全体の国保財政の「入り」と「出」を管理する。

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

※ **納付金の額は、市町村ごとの実態(医療費水準と所得水準)などを考慮**。将来的には保険料水準の統一も含め議論。

保険料設定の流れ (イメージ)

鳥取県の国保特別会計

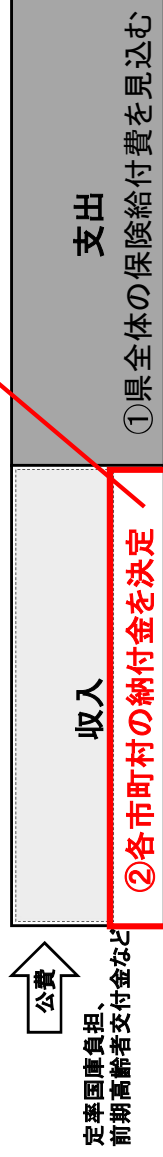
- 鳥取県は鳥取県全体の医療費を推計し、県全体の納付金必要額を算定します。
- 納付金の算定にあたっては、定率国庫負担や前期高齢者交付金を見込んで差し引き、市町村ごとの納付金の額を決定します。

鳥取市の国保特別会計

- 鳥取県が決定する納付金に見合った保険料を設定します。
- 保険料の設定にあたっては、保険料軽減に係る公費や国・県からの交付金、運営状況などを考慮して見込みます。

(イメージ)

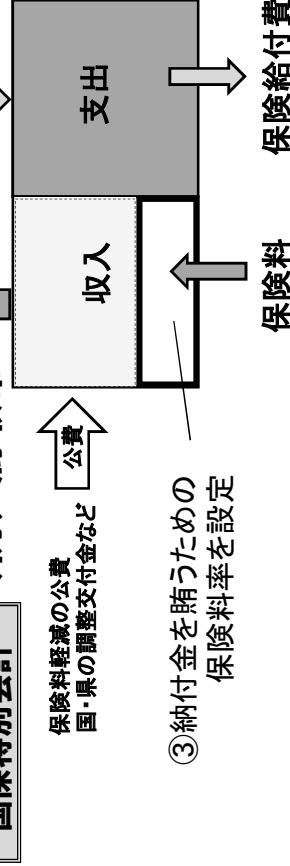
鳥取県の国保特別会計



各市町村の
・医療費水準を考慮
・所得水準を考慮
・被保険者数、世帯数

⑤ 保険料を財源として、
県へ納付金を納める

県内19市町村の 国保特別会計 (例) 鳥取市



③ 納付金を賄うための
保険料率を設定

④ 被保険者から保険料
を納付していただく

⑥ 保険給付に必要な費用
を、全額、市町村へ交付

⑦ 県からの交付金をもとに、
医療機関への支払い

保険給付費は、県から全額が交付されることや、当該年度の納付金は保険給付費の増減による影響を受けないことにより、単年度で見ると市の財政運営は安定する